

平成29年8月29日  
大阪税関業務部

包括保険申請書等及び包括評価申告書のNACCSへの登録について

本年10月8日に予定している次期NACCS更改に伴い、現行NACCSへの最終登録日については、包括保険申請書等は9月22日（金）、包括評価申告書は10月2日（月）、次期NACCSへの登録開始日は共に、10月10日（火）となりますので、お知らせします。詳細は別添をご参照くださいますようお願いいたします。

（別添）周知用資料

- 別添1 - 1 包括保険申請書等のNACCSへの登録について
- 別添1 - 2 包括保険の取扱いについて
- 別添2 - 1 包括評価申告書のNACCSへの登録について
- 別添2 - 2 包括評価の取扱いについて

不明な点がございましたら、  
包括保険申請書等のNACCSへの登録については  
大阪税関業務部通関総括第1部門（06-6576-3313）まで、  
包括評価申告書のNACCSへの登録については  
大阪税関業務部首席関税評価官部門（06-6576-3358）まで、  
お問い合わせください。

平成 29 年 8 月  
大阪税関業務部

関 係 各 位

包括保険申請書等の NACCS への登録について

包括保険扱い申請書（新規・変更・継続）及び包括保険取消届出（以下「包括保険申請書等」という。）については、各官署の通関総括（又は通関担当）部門で受理後、NACCS への登録を行っておりますが、本年 10 月 8 日に予定している次期 NACCS 更改に伴い、包括保険申請書等にかかる登録を以下のとおり取り扱いますので、連絡いたします。

（ 1 ） 現行 NACCS（第 5 次 NACCS）

現行 NACCS への最終登録日については、9 月 22 日（金）といたします。9 月 23 日（土）から 10 月 9 日（月・祝）までの間にご使用を予定している包括保険については、9 月 22 日（金）までに余裕をもって申請して頂きますようお願いいたします。

なお、やむを得ずシステムに登録されていない包括保険を輸入申告等に使用されたい場合には、手計算により算出した保険料の額を「保険」欄にご入力頂きますようお願いいたします。

（ 2 ） 次期 NACCS（第 6 次 NACCS）

次期 NACCS への登録については、10 月 10 日（火）から開始いたします。

以 上

# 包括保険の取扱いについて

別添1 - 2

9/22(金)まで 1

9/23(土) ~ 10/9(月・祝)まで  
(原則データ登録しない期間)

10/10(火)以降



申請者



税関

システム登録



第5次NACCS



申請者



税関



申請者



税関

システム登録 2

システム登録



第6次NACCS

(10/8(日)稼働開始)

データ移行

凡例



- 1 現行(第5次)NACCSへの登録は、9/22(金)までとさせていただきます。9/23(土) ~ 10/9(月・祝)までの間に、ご使用を予定している包括保険については、9/22(金)までに余裕をもって申請して頂きますようお願いいたします。
- 2 やむを得ず9/23(土) ~ 10/9(月・祝)までの間に申請が行われた場合は、10/10(火)以降に次期(第6次)NACCSに登録いたします。なお、システムに登録されていない包括保険を輸入申告等を使用されたい場合には、手計算により算出した保険料の額を「保険」欄にご入力頂きますようお願いいたします。

平成 29 年 8 月  
大阪税関業務部

関 係 各 位

包括評価申告書の NACCS への登録について

輸入貨物の評価（包括）申告書 及び 並びに評価（包括）申告書記載事項の一部変更届（以下「包括評価申告書等」という。）については、首席関税評価官（首席関税評価官を置かない税関にあっては関税評価官）又は税関支署、税関出張所及び税関支署出張所においては当該署所の統括審査官（通関担当）（これが置かれていない署所にある場合は、その事務を行う者）で受理し、審査が終了した後、NACCS への登録を行っておりますが、本年 10 月 8 日に予定している次期 NACCS 更改に伴い、包括評価申告書等にかかる登録を以下のとおり取り扱いますので、連絡いたします。

（ 1 ） 現行 NACCS（第 5 次 NACCS）

現行 NACCS へ登録する包括評価申告書等の最終受理日については、10 月 2 日（月）といたします。

現行 NACCS への登録は、審査が終了した翌々日（税関閉庁日を除く）になりますので、最終受理日である 10 月 2 日（月）に申告し、当日に審査が終了した場合に、10 月 4 日（水）に登録されます。したがって、10 月 4 日（水）から 10 月 9 日（月・祝）までの間に輸入申告を行う場合であり、かつ最終受理日までに審査終了した包括評価のご使用を予定している場合は、10 月 2 日（月）より前までに余裕をもって包括評価申告等を行って頂きますようお願いいたします。

なお、やむを得ずシステムに登録されていない包括評価を輸入申告等に使用されたい場合には、「評価」欄及び「補正」欄等については適宜、手入力にて対応頂きますようお願いいたします。

（ 2 ） 次期 NACCS（第 6 次 NACCS）

次期 NACCS への登録については、10 月 10 日（火）から開始いたします。

以 上

# 包括評価申告の取扱いについて

別添2 - 2

10/2(月)まで 1

10/3(火)～10/9(月・祝)まで  
(データ登録しない期間)

10/10(火)以降



包括評価

申告者



税関

システム登録



第5次NACCS



包括評価

申告者



税関



包括評価

申告者



税関

システム登録 2

システム登録



第6次NACCS

(10/8(日)稼働開始)

凡例



申告



システム登録



データ移行

- 1 現行(第5次)NACCSへ登録する申告の受理は、**10/2(月)まで**とさせていただきます。現行(第5次)NACCSへの登録は審査が終了した翌々日(税関閉庁日を除く)になりますので、10/4(水)～10/9(月・祝)までの間に輸入申告を行う場合であり、かつ最終受理日までに審査終了した包括評価のご使用を予定している場合は、10/2(月)までに余裕をもって申告して頂きますようお願いいたします。
- 2 やむを得ず10/3(火)～10/9(月・祝)までの間に申告が行われた場合は、10/10(火)以降に次期(第6次)NACCSに登録いたします。なお、システムに登録されていない包括評価を輸入申告等に使用されたい場合は、「評価」欄、「補正」欄等については適宜、手入力にて対応頂きますようお願いいたします。